

三重県青少年健全育成条例施行規則

昭和47年3月31日

三重県規則第17号

施行	昭和47年4月1日	(附則)
改正	昭和48年3月30日	三重県規則第16号
	昭和51年3月29日	三重県規則第15号
	昭和52年5月4日	三重県規則第27号
	昭和53年3月28日	三重県規則第11号
	昭和53年12月26日	三重県規則第61号
	昭和57年8月13日	三重県規則第34号
	昭和58年9月30日	三重県規則第32号
	昭和59年3月29日	三重県規則第10号
	昭和61年3月31日	三重県規則第11号
	平成4年1月21日	三重県規則第3号
	平成4年3月31日	三重県規則第30号の2
	平成7年3月15日	三重県規則第14号
	平成7年3月31日	三重県規則第35号
	平成8年9月10日	三重県規則第52号
	平成10年4月1日	三重県規則第35号
	平成10年9月29日	三重県規則第65号
	平成11年12月3日	三重県規則第115号
	平成12年3月28日	三重県規則第22号
	平成13年3月30日	三重県規則第52号
	平成14年3月19日	三重県規則第10号
	平成14年3月29日	三重県規則第35号
	平成15年6月20日	三重県規則第62号
	平成16年3月31日	三重県規則第22号
	平成16年10月1日	三重県規則第66号
	平成18年1月1日	三重県規則第2号
	平成18年1月10日	三重県規則第5号
	平成18年3月28日	三重県規則第24号
	平成19年12月26日	三重県規則第71号
	平成20年2月19日	三重県規則第2号
	平成20年3月28日	三重県規則第35号
	平成26年11月25日	三重県規則第67号
	平成27年3月27日	三重県規則第24号

(掲示)

第1条 三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第5項の規定による掲示は、第1号様式によつて行うものとする。

(有害な図書類)

第2条 条例第12条第3項第1号、同項第3号若しくは第17条の2第2項の規則で定める写真若しくは絵又は条例第12条第3項第2号の規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面とする。

(1) 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

イ 女性の大腿（たい）部を開いた姿態

ロ 女性の陰部、臀（でん）部、大腿（たい）部又は胸部を誇張した姿態

ハ 自慰の姿態

ニ 男女間の愛撫（ぶ）の姿態

ホ 女性の排泄（せつ）の姿態

ヘ 縄、ひもその他これらに類するもので緊縛した状態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるもの（陰部を覆い、ぼかし又は塗りつぶしたものを含む。）

イ 男女の性交又は性交を連想させる行為

ロ 強姦（かん）その他の凌（りょう）辱行為

ハ 同性間の性行為

ニ 変態性欲に基づく性行為

(有害ながん具類)

第2条の2 条例第14条第2項第1号の規則で定める機能を有するがん具類は、当該がん具類用の弾丸、矢その他これらに類するもの（以下「弾丸等」という。）を装てんし、発射した場合において発射時に0.49ジュール毎平方センチメートル（弾丸等を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた新聞紙5枚を貫通する力）以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができるものとする。

2 条例第14条第2項第2号の規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの

(2) 性器を包み込み、又は性器を挿入する構造を有し、かつ、電気式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの

(3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(図書类等自動販売機等設置届の様式等)

第3条 条例第16条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（第2号様式）によつてしなければならない。

2 条例第16条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自動販売機等により図書类等を販売し、又は図書类等を貸し出そうとする者の所有地以外の土地の上に自動販売機等を設置しようとする場合においては、当該土地又は建物の使用承諾書及び登記事項証明書

- (2) 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者以外の者が自動販売機等管理者である場合においては、自動販売機等管理者の住民票の写し及び就任承諾書
- (3) 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者以外の者が自動販売機等管理者である場合においては、条例第12条第1項又は第14条第1項の規定により有害な図書類等の指定が行われたときは、当該図書類等を直ちに撤去する旨の自動販売機等管理者の誓約書及び当該撤去を委任する旨の自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者の委任状
- 3 条例第16条第4項の規定による届出は、変更の場合にあつては自動販売機等設置届出事項変更届出書（第3号様式）によって、廃止の場合にあつては自動販売機等使用廃止届出書（第4号様式）によつてしなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による自動販売機等使用廃止届出書の提出については、知事が別に定めるところにより、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と自動販売機等使用廃止届出書を提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 5 前項の規定により行われた自動販売機等使用廃止届出書の提出については、書面により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。
- 6 第4項の規定により提出された自動販売機等使用廃止届書は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。
- 7 条例第16条第5項の規定による自動販売機等への表示は、第5号様式によつてしなければならない。
- 8 自動販売機等設置届出書、自動販売機等設置届出事項変更届出書及び自動販売機等使用廃止届出書の提出部数は、2部とする。ただし、第4項に規定する電子情報処理組織を使用して自動販売機等使用廃止届出書が提出された場合には、当該自動販売機等使用廃止届出書の2部が提出されたものとみなす。

（青少年の健全育成を阻害する行為を防止する必要があるものとして定める施設）

第3条の2 条例第17条第7号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- (2) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち、18歳に達するまでの者が入学できるもの
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項又は第2項により設置された職業能力開発校のうち青少年を入学させるもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき条例により設置されるスポーツ施設
- (5) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表に掲げるもの

（携帯電話インターネット接続契約時の説明事項）

第3条の3 条例第18条の7第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることその他携帯電話端末等のインターネットに接続する機能を用いることにより、契約に係る携帯電話端末等の使用者となる青少年（次号、次条及び第3条の6第1項において「使用者となる青少年」という。）が青少年有害情報を閲覧（視聴を含む。次条第3号において同じ。）する機会が生ずること。

- (2) 使用者となる青少年が、インターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- (3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて提供することができるフィルタリングサービス及びフィルタリングソフトウェアの内容
- (4) 保護者が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第17条第1項ただし書の規定による申出をするに当たっては、条例第18条の8第1項に規定する正当な理由が必要であること。

（フィルタリングサービス不要申出に係る正当な理由）

第3条の4 条例第18条の8第1項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 使用者となる青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより当該使用者となる青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- (2) 使用者となる青少年が、心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで当該使用者となる青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が、使用者となる青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該使用者となる青少年が青少年有害情報を閲覧することがないようにすること。

（フィルタリングサービス不要申出に係る書面の記載事項）

第3条の5 条例第18条の8第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出の年月日
- (2) 保護者の住所及び氏名
- (3) 保護者の電話番号

（フィルタリングサービス不要申出に係る書面等の保存期間等）

第3条の6 条例第18条の8第3項の規定による保存の期間は、フィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は使用者となる青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

2 条例第18条の8第3項の規定による保存は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表）

第3条の7 条例第18条の9第2項の規定による公表は、三重県公報への登載、インターネットの利用、その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) その他知事が必要と認める事項

（深夜における遊技場への入場を禁止する営業の指定等）

第3条の8 条例第19条の2第1項第1号に規定する規則で定める営業は、次のとおりとする。

- (1) 個室を設け当該個室において客にカラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱できるように構成された装置をいう。）による

伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの

(2) 硬貨、メダル又はカードを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの

2 条例第19条の2第2項の規定による掲示は、第6号様式又は第6号様式の2によつて行うものとする。

(薬品等の指定)

第4条 条例第21条第1項の規定による薬品等は、次のとおりとする。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定に基づき指定された医薬品

(2) アロバルピタール・アミノピリン複合体及びその製剤

(3) 塩酸エフェドリン及びその製剤

(4) 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）及び有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）

(立入調査員の指定又は任命)

第5条 条例第36条第1項の規定による立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定又は任命する。

(1) 青少年育成を担当する課の職員

(2) 児童相談センターの職員

(3) 警察少年補導員

(4) その他知事が特に必要と認めた者

(身分証明書)

第6条 条例第36条第2項の規定による身分を示す証明書は、第7号様式によるものとする。

(推奨等の申出の方法)

第7条 条例第37条の規定による推奨等の申出は、口頭又は文書で、次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 申出人の住所及び氏名

(2) 申出の対象

(3) 申出の理由

2 前項の申出は、青少年育成を担当する課又は児童相談所にするものとする。

附 則

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 三重県青少年保護条例施行規則（昭和36年三重県規則第21号）及び三重県青少年保護審議会規則（昭和36年三重県規則第22号）は、廃止する。

附 則（昭和48年3月30日三重県規則第16号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日三重県規則第15号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年5月4日三重県規則第27号）

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日三重県規則第11号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日三重県規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年8月13日三重県規則第34号）

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月30日三重県規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日三重県規則第10号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日三重県規則第11号妙）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年1月21日三重県規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日三重県規則第30号の2）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月15日三重県規則第14号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日三重県規則第35号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月10日三重県規則第52号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日三重県規則第35号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月29日三重県規則第65号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年12月3日三重県規則第115号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日三重県規則第22号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日三重県規則第52号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月19日三重県規則第10号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日三重県規則第35号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月20日三重県規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月31日三重県規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年10月 1 日三重県規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 1 月 1 日三重県規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 1 月10日三重県規則第 5 号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日三重県規則第24号）

- 1 この規則中第 5 条第 2 号及び第 7 条第 2 項の改正規定は平成18年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。

- 2 第 7 号様式の改正規定の施行の際現に改正前の三重県青少年健全育成条例施行規則の規定に基づいて交付されている立入調査員の身分証明書は、改正後の三重県青少年健全育成条例施行規則の規定に基づいて交付された立入調査員の身分証明書とみなす。

附 則（平成19年12月26日三重県規則第71号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月19日三重県規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日三重県規則第35号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年11月25日三重県規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月27日三重県規則第24号）

- 1 この規則は、平成27年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県青少年健全育成条例施行規則の規定に基づいて交付されている立入調査員の身分証明書は、改正後の三重県青少年健全育成条例施行規則の規定に基づいて交付された立入調査員の身分証明書とみなす。

別表（第 3 条の 2 関係）

施設名	所在地
三重県立鈴鹿青少年センター	鈴鹿市住吉町南谷口

三重県立熊野少年自然の家	熊野市金山町1577
四日市市少年自然の家	四日市市水沢町字大谷1423番地2
青少年研修センター	亀山市若山町7番10号
鈴鹿峠自然の家	亀山市関町沓掛123番地
津市青少年野外活動センター	津市神戸字小世古1680番地1
津市わかすぎの里	津市白山町城立305番地
松阪市堀坂山の家	松阪市与原町1015番地1
志摩市ともやま公園野外活動センター	志摩市大王町波切2199番地
尾鷲市青年の家和光荘	尾鷲市大字大曾根浦291番地の3
熊野市青年の家	熊野市有馬町2番地13

第1号様式（第1条関係）

←-50センチメートル→

ただいま上映（演）中の「
 県青少年健全育成条例の規定により、青少年に観覧させることを禁止する旨指
 定がありましたので、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。」は、三重

↑
 150センチメートル
 ↓

（表）

自動販売機等設置届出書	
年 月 日	
三重県知事 宛て <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名又は名称</div> 届出者 及 び <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">代表者氏名</div>	
三重県青少年健全育成条例第16条第1項の規定により、自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）を設置したいので、次のとおり届け出ます。	
自動販売機等の設置場所	
自動販売機等により図書類等を販売し、又は貸し出す者	住 所 (電話番号) (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (歳) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
自動販売機等を設置する者	住 所 (電話番号) (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (歳) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
自動販売機等管理者	住 所 (電話番号) 氏 名 (歳)
自動販売機等の設置場所の提供者	住 所 (電話番号) 氏 名 (歳)
自動販売機等に収納するものの種類	書籍・雑誌・ビデオテープ・がん具類・刃物類 その他 ()
設置予定年月日	年 月 日
備 考	

(裏)

図書類等の自動販売機等の位置から200メートル以内の地域の略図

第3号様式（第3条関係）

自動販売機等設置届出事項変更届出書		
年 月 日		
三重県知事 宛て		
届出者	住所 氏名又は名称 及び 代表者氏名 ㊟	
三重県青少年健全育成条例第16条第4項の規定により、自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）の届出事項の変更について次のとおり届け出ます。		
自動販売機等の設置場所		
自動販売機等の届出番号		
変更事項		
変更の内容	新	
	旧	
変更年月日	年 月 日	
備考 自動販売機等設置場所の変更にあつては図書類等の自動販売機等の位置から200メートル以内の地域の略図（三重県青少年健全育成条例施行規則第3条第2項第1号に規定する場合においては、同号に規定する書類）を、自動販売機等管理者の変更にあつては同項第2号及び第3号に規定する書類を添付すること。		

第4号様式（第3条関係）

自動販売機等使用廃止届出書	
年 月 日	
三重県知事 宛て	
住 所 氏名又は名称 届出者 及 び 代表者氏名	
図書類等の自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）の使用を廃止したので次の とおり届け出ます。	
自動販売機等 の設置場所	
自動販売機等 の届出番号	
自動販売機等 により図書類 等を販売して いた者	住 所 (電話番号) (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (歳) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
自動販売機 等 管 理 者	住 所 (電話番号) 氏 名 (歳)
廃止年月日	年 月 日
備 考	

第5号様式（第3条関係）

自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）の設置届出事項	
設置場所	
届出番号	
販売者 又は 貸出者 及び 設置者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） （電話番号 ）
管理者	住所 氏名 （電話番号 ）

←----- 15センチメートル ----->

第6号様式（第3条の8関係）

三重県青少年健全育成条例の規定により、
午後十時から翌日の午前五時までの間は、
十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

↑
30センチメートル以上
↓

←---20センチメートル以上---→

第6号様式の2（第3条の8関係）

三重県青少年健全育成条例の規定により、
午後十時から翌日の午前五時までの間は、
十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

↑
20センチメートル以上
↓

←-----30センチメートル以上-----→

（表）

←----- 9.5センチメートル ----->

身 分 証 明 書	
	第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名
年 月 日生	
上記の者は、三重県青少年健全育成条例第36条第1項に規定する立入調査の 権限を有する者であることを証明します。	
年 月 日	
三重県知事 氏 名 印	

↑----- 6センチメートル -----↓

(裏)

三重県青少年健全育成条例抜粋

(立入調査)

第36条 知事の指定又は任命した者及び警察官は、この条例の施行に必要な限度において、興行場、営業所その他関係場所に立ち入り、調査を行い、関係人に質問し、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、及び関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第40条 略

2～7 略

8 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第36条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者